◇**法人税法施行令等の一部を改正する政令**（政令第三九号）（財務省）

一　法人税法施行令の一部改正関係

1　払込み又は給付を要しないで役務提供の対価として自己の株式を交付する場合について、増加する資本金等の額、確定数給与に係る費用の額、特定譲渡制限付株式に係る役務提供費用の額及び資産調整勘定又は差額負債調整勘定の金額の計算の細目を定めることとした。（法人税法施行令第八条、第七二条の三、第一一一条の二及び第一二三条の一〇関係）

2　適格分割型分割に該当しない分割型分割により金銭等の交付を受けた場合の配当等の額とみなす金額の計算の基礎となる所有株式に対応する資本金等の額等の計算における分割法人の前期期末時の負債に株式引受権に係る義務を含める等の見直しを行うこととした。（法人税法施行令第二三条、第六九条、第一一三条、第一二三条及び第一二三条の九関係）

3　法人の支給する役員給与における過大な役員給与のうち形式基準について、定款等により役員に対して支給することができる金銭等につき、その法人の株式又は新株予約権の数の上限を定めている法人のその株式又は新株予約権に係る限度額を、その定められた上限及びその支給時等における価額により算定された金額とした。（法人税法施行令第七〇条関係）

二　租税特別措置法施行令等の一部改正関係

特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例における特別事業再編により取得した譲渡株式等の取得価額の計算等における負債に株式引受権に係る義務を含めることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の一〇の三及び第三九条の一一〇、所得税法施行令第六一条並びに法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二〇七号）による改正後の法人税法施行令第一一九条の三関係）

三　この政令は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七〇号）の施行の日（令和三年三月一日）から施行することとした。

◇**労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第四〇号）（厚生労働省）

1　適用対象業務

その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣により派遣労働者に従事させることが適当でない業務として定められている医師法第一七条に規定する医業等の範囲から、次に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所がへき地にある病院等である場合を除くものとした。（第二条第一項関係）

㈠　保健師助産師看護師法第五条に規定する業務

㈡　保健師助産師看護師法第六条に規定する業務

㈢　薬剤師法第一九条に規定する業務

㈣　臨床検査技師等に関する法律第二〇条の二第一項に規定する業務

㈤　診療放射線技師法第二条第二項及び第二四条の二に規定する業務

2　日雇派遣の例外業務

その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として、病院等以外の場所において行う保健師助産師看護師法第五条に規定する業務を加えるものとした。（第四条第一項関係）

3　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

政　令

日本中央競馬会の令和三事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年二月二十五日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第三十六号

日本中央競馬会の令和三事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令

内閣は、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十九条の二第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

日本中央競馬会の令和三事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の政令で定める割合は、百分の百とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（日本中央競馬会の平成三十一事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令の廃止）

2　日本中央競馬会の平成三十一事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（平成三十一年政令第二十六号）は、廃止する。

農林水産大臣　野上浩太郎
内閣総理大臣　菅　　義偉

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年二月二十五日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第三十七号

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令

内閣は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度）

第一条　令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害（令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和二年政令第二百五十号）第一条に規定する災害をいう。次条において同じ。）についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度は、令和三年度とする。